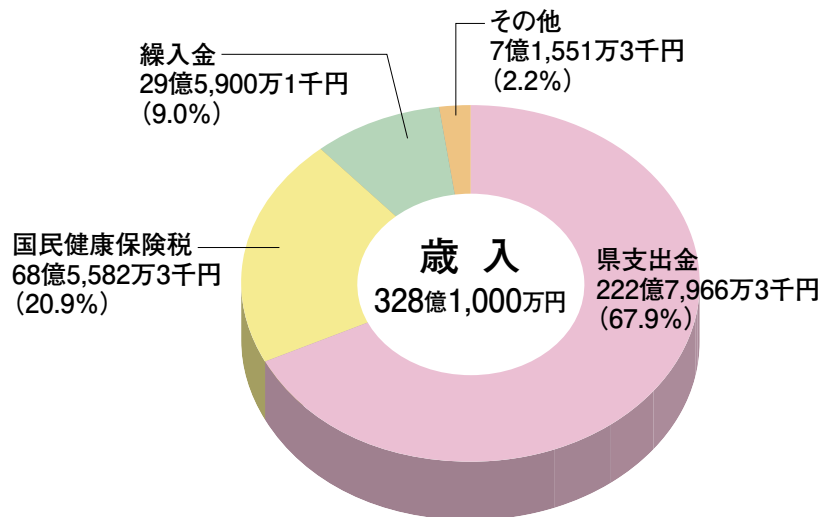


## ◆目的と財政

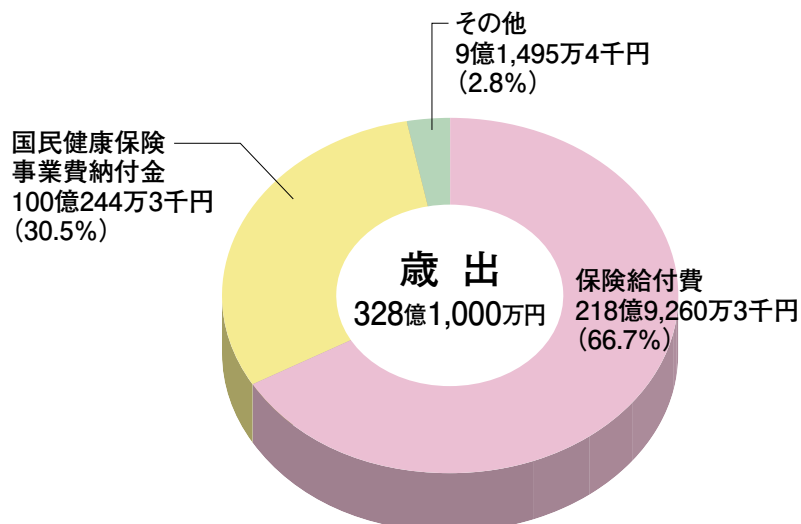
国民健康保険税は、市が行う国民健康保険事業に必要な費用を被保険者の皆さんに負担していただく税金です。このように用途の決まっている税を目的税といいます。その財政は、次のようになっています。

### 〔令和5（2023）年度 当初予算〕

〔歳入〕



〔歳出〕



---

この国民健康保険税は、被用者保険（会社や役所などの職場で加入する健康保険など）や後期高齢者医療制度に属さない人を対象に、病気やケガをした時に安心して医療が受けられる制度です。被保険者それぞれの所得などに応じて保険税を負担していただきます。

税額は医療分（基礎課税額）、支援金分（後期高齢者支援金等課税額）及び介護分（介護納付金課税額）の合算額です。医療分と支援金分は国民健康保険に加入しているすべての方に課税され、介護分は40歳以上65歳未満の方に課税されます。

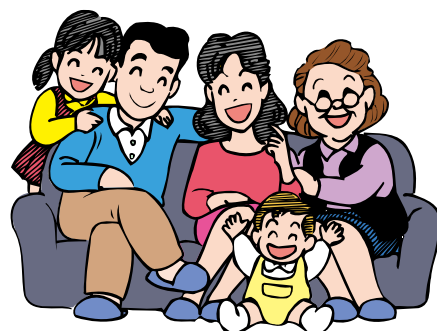
## ◆納税義務者（国民健康保険税を納める人）

国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税義務者となります。ただし、この場合世帯主の所得などは課税の計算から除外されます。世帯とは、原則として住民票の世帯と同じです。

国民健康保険に加入していた世帯主が後期高齢者医療制度に移行した場合も、配偶者など同一世帯の家族が国民健康保険に加入している場合、世帯主の所得などは課税の計算から除外されますが、後期高齢者医療制度に移行した世帯主あてに納税通知書を送ります。

## ◆税額の算定方法

国民健康保険税は、医療分、支援金分、介護分のそれぞれについて、所得割・被保険者均等割（以下「均等割」といいます。）・世帯別平等割（以下「平等割」といいます。）の3区分で算定し、合計した額が1年度分（4月から翌年3月まで）の税額です。医療分、支援金分、介護分のそれぞれの課税限度額は別々に計算します。なお、年度途中で加入したときは加入した月から月割で計算し、途中で脱退したときは脱退した月の前月までの分を月割で計算します。



令和5（2023）年度の税率及び課税限度額は下表のとおりです。

|           | 医 療 分   | 後期高齢者支援金分                                     | 介 護 分<br>(40～64歳の方対象)                         |
|-----------|---|---|---|
| 所 得 割     | 加入者の算定基礎額 <sup>(※)</sup><br>の合計×6.28% [6.60%] | 加入者の算定基礎額 <sup>(※)</sup><br>の合計×2.71% [2.46%] | 加入者の算定基礎額 <sup>(※)</sup><br>の合計×2.30% [2.49%] |
| 被保険者均等割   | 被保険者1人につき<br>20,100円 [19,500円]                | 被保険者1人につき<br>8,400円 [6,900円]                  | 被保険者1人につき<br>9,000円 [8,700円]                  |
| 世帯別平等割    | 1世帯につき<br>24,000円 [25,500円]                   | 1世帯につき<br>9,900円 [9,300円]                     | 1世帯につき<br>7,800円 [8,300円]                     |
| 課 税 限 度 額 | 650,000円 [650,000円]                           | 220,000円 [200,000円]                           | 170,000円 [170,000円]                           |

[ ] 内は令和4年度の税率と限度額です。

※算定基礎額とは総所得金額等から43万円を引いた金額です。

### ●軽減制度（国の制度）

国民健康保険税には、世帯（世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者〔国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後も同一世帯にいる方〕）の前年所得金額の合計が一定金額以下の場合、均等割・平等割の金額から7割、5割、又は2割を減額する制度があります。判定の基準日は、4月1日です。4月2日以後に新たに国民健康保険に加入される世帯又は世帯主が変更となった世帯については、異動日が判定基準日になります。

| 軽減の割合 | 対 象  | 申請           |
|-------|--|--------------|
| 7 割   | 前年の軽減判定所得 <sup>(※1)</sup> が、次の金額の合計額以下の世帯<br>①43万円<br>②(一定の給与所得者等 <sup>(※2)</sup> の人数－1)×10万円                                | 不要<br>(自動適用) |
| 5 割   | 前年の軽減判定所得 <sup>(※1)</sup> が、次の金額の合計額以下の世帯<br>①43万円<br>②(一定の給与所得者等 <sup>(※2)</sup> の人数－1)×10万円<br>③(被保険者と特定同一世帯所属者の人数)×29万円   |              |
| 2 割   | 前年の軽減判定所得 <sup>(※1)</sup> が、次の金額の合計額以下の世帯<br>①43万円<br>②(一定の給与所得者等 <sup>(※2)</sup> の人数－1)×10万円<br>③(被保険者と特定同一世帯所属者の人数)×53万5千円 |              |

※1 軽減判定所得とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得金額の合計等です。65歳以上の方（年齢は1月1日時点）の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※2 一定の給与所得者等とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入が55万円を超える方、又は公的年金の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方（年齢は1月1日時点）を指します。

## ●未就学児への均等割の軽減制度（国の制度）

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる均等割について、その5割を軽減します。

## ●非自発的失業者に対する軽減制度（国の制度）

倒産や解雇などにより離職された方や、雇い止めにより非自発的に離職された方の国民健康保険税を軽減する制度です。軽減を受けるためには申告が必要です。

### ●対象者

「雇用保険受給資格者証」の離職理由の番号が以下に該当する方

|         | 離職理由の欄の番号 |    |    |    |    |    | 申告必要 |
|---------|-----------|----|----|----|----|----|------|
| 特定受給資格者 | 11        | 12 | 21 | 22 | 31 | 32 |      |
| 特定理由離職者 | 23        | 33 | 34 |    |    |    |      |

※特例受給資格者証や高年齢受給資格者証（65歳以上）をお持ちの方は、軽減対象ではありません。

### ●軽減内容

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、対象者の方の前年の給与所得を100分の30として算定します。

### ●軽減期間

離職した日の翌日の属する月からその翌年度末までです。

### ●申告方法

「雇用保険受給資格者証（原本）」または「雇用保険受給通知書」と保険証、マイナンバーを確認できる書類をお持ちのうえ、西館1階国保年金課窓口で申告してください。

申告は郵送でも可能です。詳しくは、国保年金課までお尋ねください。

## ●減免制度（豊橋市の制度）

豊橋市では、所得の少ない世帯の国民健康保険税の負担を軽くするため、均等割・平等割の金額から一定割合を減額する独自の減免制度を設けています（非自発的失業者の軽減を受けている世帯を除く。）。判定基準日は、軽減制度と同じです。

減免の適用にあたっては、被保険者でない世帯主及び特定同一世帯所属者も被保険者とみなして市民税所得割が非課税かどうかの判定をします。また、住民税において障害者控除や寡婦控除、ひとり親控除に該当している方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、申請により所得割相当額を減免します。

| 減免の割合 | 対 象                        | 申請    |
|-------|----------------------------|-------|
| 10%   | 7割・5割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯 | 原則不要※ |
| 20%   | 2割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯    |       |
| 40%   | 上記以外の世帯で、市民税所得割が非課税の世帯     |       |

未就学児への均等割の軽減制度に該当する場合は、当該児童への上記減免のうち均等割については適応されません。

※1月1日現在、市内に住所が無い方は、豊橋市で市民税所得割が非課税であることが確認できない場合があります。申請により減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

災害・疾病・事業の廃止等により国民健康保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。詳しくは、国保年金課までお尋ねください。

### ●その他

軽減・減免は、前年中の所得の申告が済んでいない世帯には適用できません。所得の無い方、遺族年金、障害年金・雇用保険等非課税所得のみの方も、軽減・減免の適用を受けるためには市民税・県民税の申告が必要です。ただし、家族の税金上の扶養になっている場合には、申告の必要はありません。

## ◆後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置

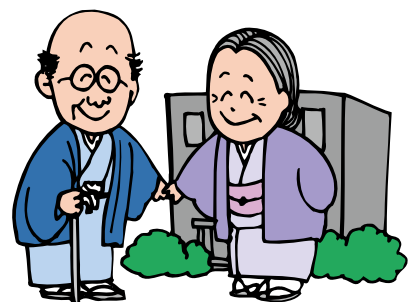
国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行する影響を少なくするために、国民健康保険税においては、後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯について、経過措置があります。

また、全国健康保険協会（協会けんぽ）など被用者保険の本人だった人が後期高齢者医療制度に移行することで、その健康保険の扶養に入っていた人が国民健康保険に加入した場合（国民健康保険加入日で65歳以上の人に限る。）についても、経過措置があります。

### ●特定同一世帯所属者を含めた軽減判定、減免判定

「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した後も同じ世帯に属する方のことです。なお、当該世帯に国民健康保険の加入者がいなくなった時点で特定同一世帯所属者ではなくなります。

特定同一世帯所属者を含めて軽減及び減免の判定をするというのは、特定同一世帯所属者が国民健康保険に加入していたときと同じ基準で軽減及び減免を行い、後期高齢者医療制度移行への影響を極力少なくしようというものです。



---

## ●特定世帯の平等割（世帯割）経過措置

特定同一世帯所属者がいる世帯で、国民健康保険の加入者が1人の場合に「特定世帯」といい、移行から5年間は平等割（世帯割）が半額になります。その後3年間は「特定継続世帯」といい、平等割（世帯割）が4分の3になります。なお、特定同一世帯所属者は、もともと国民健康保険税では介護分がかからないため、半額になるのは医療分及び支援金分です。

特定同一世帯所属者の後期高齢者医療保険料は個人単位であるため、平等割（世帯割）という概念がありません。均等割（人数割）に平等割（世帯割）が含まれると考えられるため、特定世帯のように国民健康保険の加入者が1人だけの場合に、平等割（世帯割）を減額し、負担を減らすものです。

## ●旧被扶養者（国民健康保険加入日現在65歳以上）の減免措置

全国健康保険協会（協会けんぽ）などの被用者保険（任意継続健康保険を含みます。国民健康保険組合は含みません。）の本人が後期高齢者医療制度に移行した場合、それまで被扶養者だった人は、他の人の被用者保険の被扶養者になれないとき、国民健康保険に加入することになります。そのような場合で、国民健康保険の加入日現在で65歳以上である人（「旧被扶養者」といいます。）を対象として、減免措置を実施します。豊橋市の場合、この減免を受けるために申請は必要ありません。

### [減免の内容]

- ①所得割が免除になります。
- ②7割軽減又は5割軽減に該当しない場合、均等割が半額になります（2年間）。
- ③旧被扶養者のみの世帯で、7割軽減又は5割軽減に該当しない場合、平等割が半額になります（特定同一世帯所属者の緩和措置に該当する場合を除きます。）（2年間）。

## ◆納付方法

国民健康保険税の納付方法は、世帯主が受け取っている年金から天引きされる「特別徴収」と、口座からの自動引き落とし、もしくは納付書を使って金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただく「普通徴収」があります。また、豊橋市では国民健康保険税の普通徴収は口座振替での納付をお願いしています。納め忘れのない、便利な口座振替のご利用をお願いします（口座振替について、詳しくは50ページをご覧ください。）。

### ●特別徴収

#### ●対象者

老齢等年金給付を受けている65歳～74歳の国民健康保険加入者である世帯主で、次の要件のすべてに該当する方です。

- ①世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳
- ②年金を年額18万円以上受給し、介護保険料が年金天引き
- ③介護保険料との合計額が年金額の2分の1相当額を超えない
- ④口座振替ではなく、納付書で納めている

#### ●納期

| 仮徴収 |    |    | 本徴収 |     |    |
|-----|----|----|-----|-----|----|
| 4月  | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

### ●普通徴収

#### ●対象者 特別徴収以外の方

#### ●納期

各期の税額は、年間税額を8等分したものとなります。

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  |